介護保険制度に関する意見書

我が国の介護保険制度は、平成１２年に創設され、進む高齢化に対し、高齢者の介護や介助問題等の解消に寄与してきたところである。

しかし、高齢化の急速な進展に伴い、介護サービスを受ける高齢者の数も着実に増加している。従って、介護保険制度が目指す、高齢者の尊厳を保持し、自立支援を一層高めて行くには、これまで以上に、きめ細やかな対応が求められているところである。

よって国においては、平成２４年度から始まる第５期介護保険事業計画に向けて、地方自治体の意見を十分に尊重し、地方自治体や要介護者及び家族に過重な負担を生じさせることなく、国の責任において、将来にわたって長期的に安定した制度の運営ができるよう努められたい。

特に、地方における特別養護老人ホームなど不足している介護基盤の充実を図られたい。また、人材の確保が難しい看護師等をはじめ、介護に関わる従事者全員の処遇改善を行うため、介護報酬の引き上げを実施するとともに、被保険者に過度な負担が生じないよう、第１号保険料の急激な上昇を抑制するため、必要な財政措置を講じられるよう強く要望する。なお、こうした措置が講じられない限り、介護職員処遇改善交付金について、現行の課題等を見直した上で継続すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年９月２８日

様

和歌山県議会議長　新島　雄

（意見書提出先）
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣